児童福祉法	4
第1章 総則	4
第2章 福祉の保障	14
第3章 事業、養育里親及び養子縁組里親並びに施設	23
第4章 費用	28
第5章 国民健康保険団体連合会の児童福祉法関係業務(省略)	30
第6章 審査請求(省略)	30
第7章 雑則	31
第8章 罰則(省略)	31
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	32
第1章 総則	32
第2章 助産施設	36
第3章 乳児院	36
第4章 母子生活支援施設	39
第5章 保育所(省略)	40
第6章 児童厚生施設	41
第7章 児童養護施設	42
第8章 福祉型障害児入所施設	44
第8章の2 医療型障害児入所施設	47
第8章の3 福祉型児童発達支援センター	48
第8章の4 医療型児童発達支援センター	50
第9章 児童心理治療施設	50
第10章 児童自立支援施設	52
第11章 児童家庭支援センター	55
【児童福祉施設の設備及び運営に関する基準:設備の基準 一覧表】	56
【児童福祉施設の設備及び運営に関する基準:職員の基準 一覧表】	59

【ご利用上の注意】

1 この条文集には、「児童福祉法」および「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」(以下「設備運営基準」といいます。)の中で平成30年(後期)保育士試験の「社会的養護」での出題可能性が高いと考えられる条文が掲載されています。

保育士試験「社会的養護」で出題可能性のある「児童福祉法」および「設備運営基準」の条文はほぼ網羅されておりますが、全文をご覧になりたい方は、総務省が運営するサイト「電子政府の総合窓口e-Gov(4-ガブ)」(http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi) でご確認ください。

2 この条文集に掲載されている各条文の条文番号の後に、**【重要度】**を示しております。各**【重要度】** の意味は、以下のとおりです。

【重要度A】: 一字一句、数字をできるだけ正確に覚えておきたいもの。

【重要度B】: 一字一句を覚えておく必要はないが、重要語句・条文の意味内容・主旨は押さえてお きたいもの。

【重要度C】: 問題演習などで分からないことが生じたり、細かいことが気になった場合に、少し理解を深めるために見ておけば足り、覚える必要はないもの。

- 3 条文中の重要語句は**ゴシック体**で強調しておりますが、必ずしもその語句だけが重要ということではなく、メリハリをつけて読みやすくする目的で**ゴシック体**を使用しております。ご自身でマークやアンダーラインをつける際には、**ゴシック体**部分に拘束される必要はありません。
- 4 普段の学習では、そのまま第1条から読んでいくということではなく、問題演習などを行っていて触れた条文の重要語句にマーカーやアンダーラインで色つけをしながら少しずつ条文知識を増やしていき、筆記試験の直前期になってから、初めて第1条からまとめて見直すというご利用方法が、合理的かつ効果的であると考えられます。
- 5 p56~61に「設備運営基準」の設備・職員の基準の一覧表を掲載しておりますが、こちらの一覧 表は、必ずしも設備・職員の基準の条文内容をすべて表しているものではないので、条文を読む際 のガイドライン、最後のまとめとしてご利用ください。
- 6 条文中の①、②・・・は「第1項、第2項・・・」を、一、二・・・は「第1号、第2号・・・」 を示すものとします。
- * 弊社の許可なく、個人的なご利用以外の目的でこのPDF教材を印刷・複製することを禁止します。 また、ご自身でこのPDF教材を紙媒体に印刷し、弊社の許可なく頒布し、またはフリマアプリ・ネットオークション等に出品することは、弊社の知的財産権を著しく侵害する行為であり、これを 固く禁止します。

 3

 条文集

 ご利用上の注意

児童福祉法【抜粋】

昭和22年12月12日法律第164号

第1章 総則

第1条【重要度A】

全て児童は、**児童の権利に関する条約**の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

第2条【重要度A】

- ① 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最**善の利益**が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。
- ② 児童の**保護者**は、児童を心身ともに健やかに育成することについて**第一義的責任**を負う。
- ③ 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

第3条【重要度B】

前2条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあたって、常に尊重されなければならない。

第1節 国及び地方公共団体の責務

第3条の2【重要度A】

国及び地方公共団体は、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援しなければならない。ただし、児童及びその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他の状況を勘案し、児童を家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあっては児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合にあっては児童ができる限り良好な家庭的環境において養育されるよう、必要な措置を講じなければならない。

第3条の3【重要度B】

① 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、児童が心身ともに健やかに育成されるよう、基礎的な地方公共団体として、第10条第1項各号に掲げる業務の実施、障害児通所給付費の支給、第24条第1項の規定による保育の実施その他この法律に基づく児童の身近な場所における児童の福祉に関する支援に係る業務を適切に行わなければならない。

- ② **都道府県**は、市町村の行うこの法律に基づく児童の福祉に関する業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、児童が心身ともに健やかに育成されるよう、専門的な知識及び技術並びに各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な業務として、第11条第1項各号に掲げる業務の実施、小児慢性特定疾病医療費の支給、障害児入所給付費の支給、第27条第1項第3号の規定による委託又は入所の措置その他この法律に基づく児童の福祉に関する業務を適切に行わなければならない。
- ③ 国は、市町村及び都道府県の行うこの法律に基づく児童の福祉に関する業務が適正かつ円滑に行われるよう、児童が適切に養育される体制の確保に関する施策、市町村及び都道府県に対する助言及び情報の提供その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

第2節 定義

第4条【重要度A】

- ① この法律で、児童とは、満18歳に満たない者をいい、児童を左のように分ける。
 - 一 乳児 満1歳に満たない者
 - 二 幼児 満1歳から、小学校就学の始期に達するまでの者
 - 三 少年 小学校就学の始期から、満18歳に達するまでの者
- ② この法律で、障害児とは、身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童 (発達障害者支援法(平成16年法律第167号)第2条第2項に規定する発達障害児を含む。)又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童をいう。

第5条【重要度A】

この法律で、妊産婦とは、妊娠中又は出産後1年以内の女子をいう。

第6条【重要度A】

この法律で、**保護者**とは、第19条の3、第57条の3第2項、第57条の3の3第2項及び第57条の4第2項を除き、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、**児童を現に監護する者**をいう。

第6条の2の2【重要度B】

- ① この法律で、**障害児通所支援**とは、**児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス** 及び**保育所等訪問支援**をいい、障害児通所支援事業とは、障害児通所支援を行う事業をいう。
- ② この法律で、**児童発達支援**とは、**障害児**につき、**児童発達支援センター**その他の厚生労働省令で 定める施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応 訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。
- ③ この法律で、医療型児童発達支援とは、上肢、下肢又は体幹の機能の障害(以下「肢体不自由」という。)のある児童につき、医療型児童発達支援センター又は独立行政法人国立病院機構若しくは国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターの設置する医療機関であって厚生労働大臣が指定するもの(以下「指定発達支援医療機関」という。)に通わせ、児童発達支援及び治療を行うことをいう。

【児童福祉施設の設備及び運営に関する基準:設備の基準 一覧表(保育所を除く)】

≪社会的養護の施設≫

(注) 乳児院は、「乳幼児十人未満を入所させる乳児院」を除く。

	乳児院	乳児十人未満	施設 母子生活支援	児童養護施設	施設 理治療	施設児童自立支援
相談室	0	0	0	0	0	0
児童の居室				⊚*1	⊚* ²	⊚* ²
調理室	0			0	0	0
浴室	0			0	0	0
便所	0			0	0	0
医務室			Δ	Δ	0	Δ
静養室			Δ	Δ	0	Δ
職業指導に必要な設備				0		0
学科指導に関する設備						0
遊戱室					0	
心理検査室					0	
工作室					0	
寝室	⊚*³					
観察室	⊚*4				0	
診察室	0					
病室	0					
ほふく室	0					
養育のための専用の室		⊚* ⁵				
母子室(調理設備・浴室・			⊚* ⁶			
便所を備える)						
集会、学習等を行う室			0			
保育所に準ずる設備			\triangle			

- ◎ 設置義務あり。
- 原則として設置義務あり (一定の要件に該当する場合、設置しなくてもよい)。
- △ 一定の要件に該当する場合、設置義務あり。
- *1 1室4人以下、1人につき4.95㎡以上(乳幼児のみの居室は1室6人以下、1人につき3.3㎡以上)
- *2 1室4人以下、児童1人につき4.95㎡以上
- *3 乳幼児1人につき2.47㎡以上
- *4 乳児1人につき1.65㎡以上
- *5 1室につき9.91m以上、乳幼児1人につき2.47m以上
- *6 1世帯につき1室以上、30㎡以上

≪障害児入所施設≫

施設の種類	福祉型障害児入所施設				医療型障害児入所施設			
主として入所させる障害児	进	知的障害のある児童	盲児	ろうあ児	肢体不自由のある児童	进	自閉症児	肢体不自由のある児童
児童の居室	⊚*	⊚*	⊚*	⊚*	⊚*			
調理室	0	0	0	0	0			
浴室	0	0	0	0	0	0	0	0
便所	0	0	0	0	0			
医務室	0	\circ	0	\circ	0			
静養室	0	0	0	0	0		0	
職業指導に必要な設備		0	0	0				
遊戯室			0	0				
訓練室			0	0	0	0	0	0
屋外訓練場					0			0
音楽に関する設備			0					
映像に関する設備				0				
身体の機能の不自由を 助ける設備			0		0			©
階段の傾斜を緩やかに			0		0			0
医療法に規定する病院 として必要な設備						0	0	0
ギプス室								0
特殊手工芸等の作業をするに必要な設備								0
義肢装具を制作する設備								0

- ◎ 設置義務あり。
- 原則として設置義務あり (一定の要件に該当する場合、設置しなくてもよい)。
- △ 一定の要件に該当する場合、設置義務あり。
- * 1室4人以下、1人につき4.95m²以上(乳幼児のみの居室は1室6人以下、1人につき3.3m²以上)